

年 月 日

鹿児島市長 殿

提出者) 住 所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名

企 画 提 案 書

令和6年度歴史景観エリア夜間景観基本計画素案作成業務委託に係る企画提案競技に参加したいので、関係書類を添えて企画提案書を提出します。

なお、令和6年4月26日告示第566号に定められた参加資格を満たす者であること及び提出書類等の内容が事実と相違ないことを誓約します。

項 目	内 容
会社名 (※1)	
参加者名 (共同企業体のみ※2)	

(注) ※1 共同企業体で参加する場合、共同企業体名を記載すること。

※2 共同企業体で参加する場合、当該共同企業体を構成する企業名を全て記載すること。

また、代表構成員名 (企業) の左側に「◎」印を付けること。

様式 2 - 2

業務実施体制

	ふり がな 氏 名	所属・役職	担当する分担業務の内容
業務責任者			
スタッフ	1) 2) 3)		

注 1：業務責任者は、極めて特別な理由（病休、死亡、退職等）がない限り、参加表明書提出時に掲載した技術者が専任すること。

注 2：業務責任者以外のスタッフ（担当者）がいる場合は、様式 2 - 3 で配置予定スタッフ等の経歴を提出すること。

協力・連携体制

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注 1：他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は専門家等の技術協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

注 2：分担業務の担当者や連携を予定する専門家等がいる場合は、様式 2 - 3 を提出すること。

スタッフ（担当者）、専門家等の経歴

<small>ふりがな</small> ①氏名		②生年月日	年 月 日
③所属・役職			
④専門分野			
⑤保有資格			
⑥これまで携わった公共空間を活用した夜間景観づくりに関する計画等の作成業務、又は公益性の高い建築物等の外部空間（外構を含む）の照明計画作成業務の実績 （平成26年度以降において完了した業務） ※実績多数の場合は、代表的なものに絞って記載（3件まで）			
業務名	業 務 概 要	年度	発注者

注1：本業務に携わるスタッフ（担当者）、専門家等ごとにシートを作成し、添付すること。

特定テーマ①に対する企画提案

特定テーマ①： 現状把握等に向けた調査の進め方や方法について

※ 鹿児島市の市街地における夜間景観の特性を把握した上で、歴史景観エリアの夜間景観の現状や課題を把握するための効果的な調査の進め方や方法について提案する。

注：作成にあたり、※以下は削除して構わない。

特定テーマ②に対する企画提案

特定テーマ②： 基本計画において整理・検討すべき項目について

※ 歴史景観エリアの夜間景観の魅力を最大限に引き出すための都市照明に関する技術的な手法として、整理・検討すべき項目について提案する。

注：作成にあたり、※以下は削除して構わない。

年 月 日

共同企業体結成届

鹿児島市長 殿

(共同企業体の名称) _____

代表構成員) 住 所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名

構成員) 住 所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名

このたび、令和6年度歴史景観エリア夜間景観基本計画素案作成業務委託に係る企画提案競技に参加するため、共同企業体を結成しましたので、共同企業体協定書(様式2-7)を添えて届け出ます。

〇〇共同企業体協定書（参考）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 歴史景観エリア夜間景観基本計画素案作成業務委託の受託
- (2) 前号に付随する事業

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、令和 6 年 月 日に成立し、業務履行後 3 月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体は、業務に係る請負契約の相手方とならなかった場合は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

（代表構成員の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇株式会社代表取締役〇〇を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第 7 条 当企業体の代表構成員は、業務の履行に関し、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行(〇〇支店)とし、代表構成員の名義により設けられた預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務が完了したとき決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益金を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社及び〇〇株式会社は、上記のとおり〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同企業体

代表構成員

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇〇〇〇

構成員

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇〇〇〇